

環境会発第 080331008 号

環自総発第 080331013 号

平成 20 年 3 月 31 日

設計業務等調査検査の事務処理について

1 通則

環境省の所掌する設計業務等の請負契約（土木設計業務等請負契約及び建築設計業務等請負契約という。以下同じ。）の履行の調査及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号。以下「省令」という。）、環境省所管会計事務取扱規則（平成 19 年環境省訓令第 4 号）及び環境省所管会計事務取扱要領（平成 19 年 6 月 29 日付け環境会発第 070629004 号。以下「要領」という。）によるもののほか、本通知の定めるところによるものとする。

[調査]

2 調査業務の分類

法第 29 条の 11 第 1 項の規定に準じて行う設計業務等の請負契約の適正な履行を確保するため必要な調査（以下「調査」という。）に係る業務は、総括調査業務、主任調査業務及び一般調査業務に分類するものとし、これら業務の内容はそれぞれ次の各号のとおりとする。

一 総括調査業務

- イ 土木設計業務等請負契約書又は建築設計業務請負契約（「請負契約書等の制定について」（平成 14 年 7 月 1 日付け環境会発第 489 号。以下同じ。）に定める請負契約書をいう。）に基づく、契約担当官等（要領に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理
- ハ 契約図書（契約書及び土木設計業務等請負契約における設計図書（以下「設計図書」という。）または、建築設計業務請負契約における設計仕様書（以下「設計仕様書」という。）をいう。以下同じ。）の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾または回答で重要なものの

処理。

- ニ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で重要なものの処理
 - ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
 - ヘ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等に対する報告
 - ト 主任調査業務及び一般調査業務を担当する調査職員の指揮監督並びに調査業務の掌理
- 二 主任調査業務
- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
 - ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
 - ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
 - ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書又は設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なもの処理
 - ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く。）の処理
 - ヘ 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査業務を担当する調査職員に対する報告
 - ト 一般調査業務を担当する調査職員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務の掌理
- 三 一般調査業務
- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理
 - ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答で軽易なものの処理
 - ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で軽易なものの処理
 - ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書又は設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）
 - ホ 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合に

における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任調査業務を担当する調査職員に対する報告

3 調査職員の担当業務等

(1) 調査職員（省令第18条第1項に規定する監督職員に準じる者をいう。以下同じ。）は、総括調査員、主任調査員及び調査員とし、それぞれ2の規定に示す総括調査業務、主任調査業務及び一般調査業務を担当する。

(2) 技術的条件等を勘案し必要がないと認めるときは、総括調査員、総括調査員及び主任調査員をそれぞれおかないことができる。その際、総括調査員を置かない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員を置かない場合における調査員は、総括調査業務及び主任調査業務をそれぞれあわせて担当する。

(3) 2以上の分野を含む設計業務等の調査を行う場合は、各分野に調査職員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、1名の調査職員が2以上の分野の調査を担当することができるものとする。

(4) 調査員を複数名任命する場合は、あわせて主任調査員を任命するものとする。

(5) 主任調査員を複数名任命する場合は、あわせて総括調査員を任命するものとする。

注) 上記(4)に規定する主任調査員及び(5)に規定する総括調査員とは、要領第四の2に規定する「主任監督職員」に準ずる。

4 調査の技術的基準

調査職員が調査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

5 契約の相手方への通知

契約担当官等は、調査職員を任命した場合にあつては、調査職員の官職及び氏名を、設計業務等の請負契約ごとに遅滞なく、調査職員通知書により契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があつた場合も同様とする。

6 調査に関する図書

調査職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当事務に応じて作成し、及び整理して調査の経緯を明らかにするものとする。

一 設計業務等の実施状況を記載した図書

- 二 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類
- 三 その他調査に関する図書

[検 査]

7 検査の種類

法第29条の11第2項に規定する設計業務等の請負契約についての給付の完了確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行なう工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の種類は、次のとおりとする。

- 一 完了検査 設計業務等の完了を確認するための検査
- 二 既済部分検査 設計業務等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において設計業務等の既済部分（性質上可分の設計業務等の完済部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

8 検査の体制

- (1) 契約担当官等は、検査職員（省令第20条第1に規定する検査職員をいう。以下同じ。）を複数名任命することができる。
- (2) 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を設計業務等の分野等により定め、又は他の検査職員を指揮監督して検査を行ない、その結果を総括する主任検査職員を定めることができるものとする。

9 調査の職務と検査の職務の兼職

調査の職務と検査の職務を兼ねることはできないものとする。

10 検査の技術的基準

検査職員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

11 検査調書

- (1) 検査職員が検査を行った結果、給付が完了していることを確認した場合には、設計業務等検査調書を作成するものとする。
- (2) 検査職員が検査を行った結果、給付が設計業務等の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、適合していない旨を記載した設計業務等検査調書を作成するものとする。